

○札幌学院大学資格取得者奨学金規程（平成26年11月1日制定）

札幌学院大学 資格取得者奨学金規程平成26年11月1日
制定

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌学院大学に入学を許可された者で高等学校在学中又は高等学校卒業後における資格取得を評価し、また在学時において高度な資格取得を奨励、評価するとともに社会に貢献できる人材を育成することを目的として給付する奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程に定める奨学金の給付を受ける学生を、資格取得者奨学生（以下「奨学生」という。）という。

（基準及び給付額）

第3条 奨学金給付の基準（資格種類）、給付額及び証明書類は、次のとおりとする。

	基準（資格種類）	給付額	証明書類
入学生	(1) 日本英語検定協会実用英語技能検定試験準1級またはTOEICスコア740点以上 (2) 日本商工会議所簿記検定試験1級 (3) 全国経理教育協会簿記能力検定上級 (4) 応用情報技術者試験 (5) 介護福祉士国家試験 (6) 日本語能力試験N1	入学金及び1年次の授業料	いずれか検定試験の合格証書の写し1部 TOEICの場合は公式認定証 介護福祉士国家試験の場合は介護福祉士登録証 日本語能力試験の場合は認定結果及び成績に関する証明書
	(1) 日本英語検定協会実用英語技能検定試験2級 (2) 日本商工会議所簿記検定試験2級 (3) 全国商業高等学校協会簿記実務検定試験1級 （「会計」と「原価計算」） (4) 全国経理教育協会簿記能力検定試験1級 （「会計」と「工業簿記」） (5) 基本情報技術者試験 (6) 日本語能力試験N2	入学金	いずれか検定試験の合格証書の写し1部 日本語能力試験の場合は認定結果及び成績に関する証明書
在学学生	(1) 日本英語検定協会実用英語技能検定試験1級またはTOEICスコア900点以上 (2) 日本英語検定協会実用英語技能検定試験準1級またはTOEICスコア740点以上 (3) 日本商工会議所簿記検定試験1級 (4) 全国経理教育協会簿記能力検定上級	年間授業料の半額	いずれか検定試験の合格証書の写し1部 TOEICの場合は公式認定証 介護福祉士国家試験の場合は介護福祉士登録証 日本語能力試験の場合は認定結果及び成績に関する証明書

	(5) 行政書士 (6) 応用情報技術者試験 (7) 司法書士 (8) 社会保険労務士 (9) 介護福祉士国家試験 (10) 日本語能力試験N1		
--	---	--	--

2 第1項のうち日本語能力試験については、札幌学院大学外国人留学生規程第3条第2号で定められている学部学生で、国費外国人留学制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生を除く私費による留学生（以下、「私費外国人留学生」という。）に限り認める。

3 第1項のうち日本英語検定協会実用英語技能検定試験又はTOEICスコアについては、私費外国人留学生のうち出身国が英語を公用語としている者は適用除外とする。

（決定の方法）

第4条 奨学生の決定は、前条の基準に基づき、次のとおりとする。

（1）対象が入学生の場合、広報入試部長及び学生部長で構成する入学生奨学金・奨励金選考委員会の議を経て、学長が行う。

（2）対象が在学生の場合、学生委員会および学部教授会の議を経て学長が行う。

2 奨学生は、別に定める手続きを所定の期間内に行わなければならない。

（支給の取扱）

第5条 この奨学金の支給に関する取扱は、別に定める取扱要領に基づいて支給するものとする。

（所管）

第6条 この奨学金に関する事務の所管は、学生支援課とする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月13日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。